

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める
告示の一部を改正する告示

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示
(平成18年鹿屋市告示第14号)の一部を次のように改正する。

表第1 環境保全型農業推進事業の項補助対象者の欄中「環境保全型農業直接支払
交付金実施要綱(平成23年4月1日付け22生産第10953号農林水産事務次官依命通
知)」を「環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産
第3817号農林水産事務次官依命通知)」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。